2026.
11
Vol.209

けんぽ委員だより

令和8年8月から高額療養費制度が見直されました

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額が払い戻される制度です。上限額は、年齢や所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わりました

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、協会けんぽから還付を受けることができます。

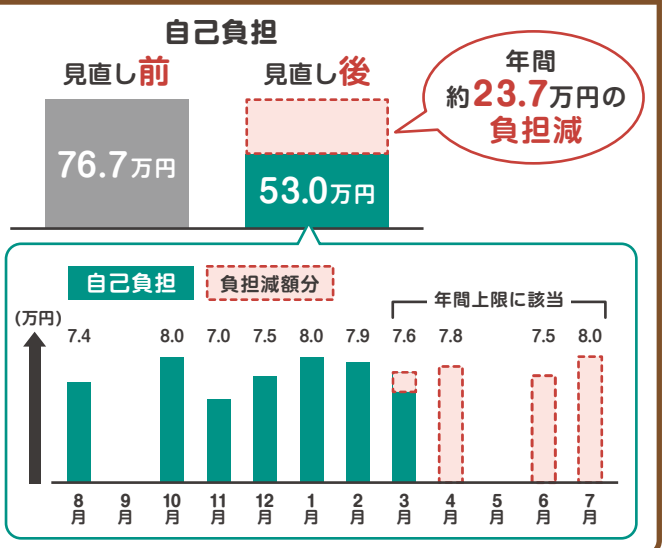
※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方

区分ウ（標準報酬月額28万円～50万円）の場合



■ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

● **多数回該当**

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

● **外来特例**（70歳以上で現役並み所得者以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

お問合せ

今回の見直しの趣旨等に関するご質問等について

厚生労働省 コールセンター

☎0120-617-111

※対応時間：月曜日～土曜日 9:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用期間：令和8年7月～令和9年3月

高額療養費制度の上限額

（令和８年８月から令和９年７月まで）

高額療養費制度の見直しは令和８年度と令和９年度の２段階にわけて実施します。
下の表は令和８年８月から令和９年７月までの内容です。

■ 70歳未満の方 〈〉内は多数回該当※1の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額	年間上限額
ア	標準報酬月額	83万円以上	270,300円＋(総医療費－901,000円)×1% 〈140,100円〉	168万円
イ	標準報酬月額	53万円～79万円	179,100円＋(総医療費－597,000円)×1% 〈93,000円〉	111万円
ウ	標準報酬月額	28万円～50万円	85,800円＋(総医療費－286,000円)×1% 〈44,400円〉	53万円
エ	標準報酬月額	26万円以下	61,500円 〈44,400円〉	53万円※3
オ		低所得者※2	36,900円 〈24,600円〉	29万円

※1 療養を受けた月以前の１年間に、３ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、４ヵ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。
※2 被保険者が市町村民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方
※3 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払いします。

■ 70歳以上75歳未満の方 〈〉内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額			
			個人ごと（通院）		世帯ごと（入院を含む）	
			月額上限額	年間上限額	月額上限額	年間上限額
現役並み所得者	標準報酬月額	83万円以上	－	－	270,300円＋(総医療費－901,000円)×1% 〈140,100円〉	168万円
現役並み所得者	標準報酬月額	53万円～79万円	－	－	179,100円＋(総医療費－597,000円)×1% 〈93,000円〉	111万円
現役並み所得者	標準報酬月額	28万円～50万円	－	－	85,800円＋(総医療費－286,000円)×1% 〈44,400円〉	53万円
一般（標準報酬月額26万円以下）			22,000円	216,000円	61,500円 〈44,400円〉	53万円※6
低所得者Ⅱ※4			11,000円	96,000円	25,700円 〈24,600円〉	29万円
低所得者Ⅰ※5			8,000円	－	15,700円	18万円

※4 被保険者が市町村民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方
※5 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方
※6 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払いします。

高額療養費制度の見直しに係る Q&A

Q.自身の所得区分はどのように確認できますか？

A.どの所得区分に該当するかは、マイナポータル、限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q.高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A.原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。
マイナ保険証をお持ちでない方は、限度額適用認定証等をご用意いただくか、協会けんぽに申請を行う必要があります。
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、協会けんぽへ申請後に還付を受けることができます。

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全国健康保険協会 愛知支部
〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階 ☎052-856-1490（代表）
受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く） https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/

各種手続きは電子申請が便利です。